

インターネット上の人権侵害に関するモニタリングの実施状況 (概要)

1 背景

- ・これまで本市では、インターネット上の差別的な書込み等のうち市内の特定の地域が同和地区である（又はあった）と指摘する情報（以下、「識別情報の摘示」という。）に該当するものについて、市民等からの情報提供があった場合に、本市職員がその内容を確認したうえで、平成 16 年 10 月 22 日付け法務省権調第 604 号通知「インターネット上の人権侵害情報による人権侵犯事件に関する処理要領について」（※ 1）及び平成 30 年 12 月 27 日付け法務省権調第 123 号通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（※ 2）を踏まえ、法務局に対しプロバイダ等へ書込み等の削除を要請するよう依頼してきた。
- ・一方、インターネット上での同和地区の識別情報の摘示については、依然として後を絶たず、積極的に人権侵害の拡散防止を図る観点から、これまで行ってきた対応（情報提供に基づく法務局への削除要請の依頼）に加え、令和 7 年 8 月からモニタリング（※ 3）を実施することとした。

<参考>国の動向

侮辱罪の厳罰化（令和 4 年 7 月）

➡ 1 年以下の懲役・禁固、30 万円以下の罰金を追加

拘禁刑の創設に係る規定が施行（令和 7 年 6 月）

➡ 1 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料

情報流通プラットフォーム対処法の施行（令和 7 年 4 月）

➡ 大規模事業者に被害者からの削除申出窓口の整備等や削除基準の策定・公表等を義務付け

※ 1 法務局人権擁護部長、地方法務局長に対し、人権侵害情報を把握した場合の専門調査や削除要請等の救済手続きに関する処理要領を作成したことと、それを執務の参考とするよう通知したもので、そのなかでは救済を開始する端緒の一つに「関係行政機関の通報又は情報があった場合において、相当と認めるとき」と定められている。

※ 2 法務局人権擁護部長、地方法務局長に対し、インターネット上の同和地区（被差別部落）に関する識別情報の立件及び処理についての考え方を整理し、今後はこれに従って取り扱うよう命じた通知。同和地区の識別情報の摘示は、「人権侵害のおそれが高い」「原則、削除要請等の措置の対象」とされている。

※ 3 本市におけるモニタリングの定義「インターネット上における人権擁護上看過し得ない書込み等を積極的に探知する」ことをいう。なお、モニタリングの過程で識別情報の摘示に該当するものを把握したときは、市民等からの情報提供があった場合と同様に対応する。

2 目的

人権擁護上許容し得ない書込み等について、人権侵害事象への対応の一環として、法務局に対してプロバイダ等へ書込み等の削除を要請するよう依頼を行う。

3 実施状況

体 制：差別事象対応の関連業務として、人権啓発・相談センターにおいて実施

開 始：令和7年8月～

(法務局への削除要請依頼件数 令和8年1月13日時点 47件)

4 実施方法

(1) モニタリングの対象

大阪市内の特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報

(2) 検出

データ抽出ツールを用い、自動検出する。

なお、検索の方法、WEBサイト指定の対象等は、定期的に見直す。

(3) 削除要請依頼

識別情報の摘示については、大阪法務局へ削除要請依頼を行う。

(4) 事後確認

削除要請依頼を行った情報は、定期的に書込み等が削除されているかどうかを確認する。